

防災対策推進検討会議中間報告に対する 環境省の取組について

平成24年5月17日
環境省

災害廃棄物の処理の進捗状況

発生量 約2,200万t

- 住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の仮置場への移動

H23.8
までに達成

- 農地等に散乱した災害廃棄物の仮置場への移動

H24.3
までにほぼ達成

- 津波に被害により損壊した家屋の解体を含めた災害廃棄物の仮置場への移動
(遅くとも平成25年3月末までに完了)

約3/4 終了

- 災害廃棄物の処理(平成26年3月末目標)

約12.3%
終了 (H24.5.7
現在)

今後の首都直下型地震等の震災に向けた取組

首都型地震(阪神淡路大震災)と津波災害(東日本大震災)との異同

阪神淡路大震災

- 災害廃棄物の内容…都市部を中心に発生した地震災害
約85%が不燃物→海面埋立地造成や道路嵩上げ等に使える量が多い
- 災害廃棄物の発生状況…被災地域が狭い(災害救助法指定市町村数…10市10町)
- 災害廃棄物の処理体制…処分場の埋立可能容量が4,000万m³以上
→地域内の処分場等で速やかな処分が可能

東日本大震災

- 災害廃棄物の内容…木造家屋の多い地域を中心に発生した津波災害
(可燃物は阪神淡路大震災の約2倍)→焼却が必要な量が多い
- 災害廃棄物の発生状況…沿岸部全域に甚大な被害(災害救助法指定市町村数…128市町村)
→岩手県洋野町から福島県いわき市まで南北約400km
- 災害廃棄物の処理体制…処分場の容量が約800万m³→地域内の処分容量が不十分



今後の方針

- 震災廃棄物対策指針(平成10年10月(阪神淡路大震災後)策定)の改訂
→上記の異同等を考慮しつつ、首都直下型地震にも対応できるよう本指針を見直す。
(東日本大震災における災害廃棄物処理の実態・課題等を検証し、また、阪神大震災における処理のあり方も考慮しながら、首都型直下地震における災害廃棄物の処理等のあり方について検討する。)

① 関係機関が一体となった体制の確立について

中間報告

幾つかの災害対応において、法的に所管する部局と、その業務と類似の業務を平常時に行い知見を持っている部局が異なる場合があり、このことが有効な対応の**支障とならないような体制の確立**を図るべき。

対応内容

災害廃棄物対策協議会の設置

- 目的……関係機関(国、県、市町村、関係団体など)が連携して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進する。
- 設置……被災3県(宮城県、岩手県及び福島県)に設置
- 概要……災害廃棄物の処理等(処理計画、処理指針等)についての協議

関係機関が**連携体制を構築**し、協力体制を確立することで、災害廃棄物の円滑な処理を進めている。

今後の方針

今後同様の災害に対しても、今回のように**関係機関が連携した体制の確立**を図っていく。

②地方公共団体による広域処理等に関する計画策定の支援について

中間報告

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、地方公共団体による**広域処理に関する計画の円滑な策定を支援**すべき。

対応内容

- 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）の策定（主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、**処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等**についてとりまとめ）
- 災害廃棄物の**広域処理の推進に係るガイドラインの策定**（平成24年1月までに3回改定）
- 広域処理に関して、被災自治体と受入検討自治体との**マッチング等の実施**

- 震災廃棄物対策指針**（平成10年10月策定）の**改訂**（東日本大震災における廃棄物処理の**実態、課題等を把握・整理**するなどして、災害廃棄物の**処理方法**、地方自治体への**支援方法等**を検証し、**広域処理の円滑化**を図る観点から**本指針を見直す**。）

③災害廃棄物の再生利用の促進及び 災害廃棄物に起因する感染症等の予防について

中間報告

災害廃棄物の分別等による**再生利用の促進**、災害廃棄物に起因する**感染症・悪臭の発生予防・防止等**に必要な措置を講ずべき。

対応内容

- 東日本大震災に係る**災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)**を策定し、災害廃棄物の**再利用等**を進めている。
- 関係省庁連絡会**を設置し、資材等の利用形態などの具体的な情報を共有するなど**マッチング**に協力するなど、**再生品の利用**を促進している。
- 災害廃棄物を原燃料とする**セメントの公共事業への活用拡大**に向けた**加点評価**を採用することとしている。
- 腐敗した冷凍水産物による**悪臭等**への対応として、**薬剤散布**や**相談窓口**を開設し、また、自治体を実施する**薬剤散布**や**悪臭対策**に係る**費用**についても**国庫補助の対象**としている。

今後の方針

- 震災廃棄物対策指針**(平成10年10月策定)の**改訂**
(東日本大震災における廃棄物処理の**実態**、**課題等**を**把握・整理**するなどして、再生利用を含めた災害廃棄物の処分方法、環境衛生面からの措置等の検証を行い、**再生利用の促進**、**感染症・悪臭の発生予防・防止等**を図る観点から本指針を見直す。)